要介護者等と同居している主な介護者と要介護者等の組合せを年齢階級別にみると、「70~79歳」の要介護者等では、「70~79歳」の者が介護している割合が多く、「80~89歳」の要介護者等では、「50~59歳」の者が介護している割合が多くなっている。 (表23)

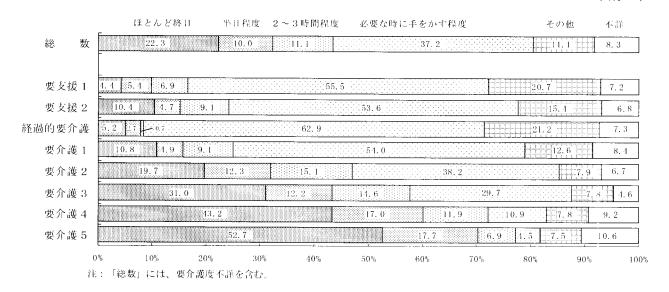
表23 性・年齢階級別にみた同居している主な介護者と要介護者等の構成割合

(単位	立:%)							平成19年
同居	している主な介			要	介 護 者	等		
	の性・年齢階級	総数	40~64歳	65~69	70~79	80~89	90歳以上	(再掲) 65歳以上
総数		[100.0]	[5. 5]	[5. 6]	[29. 6]	[42, 9]	[16. 3]	[94. 4]
1		100.0	100. 0	100.0	100.0	100.0	100.0	100. 0
l	40歳未満	2.6	7. 1	8. 9	2. 7	1. 3	2. 4	2. 4
ŀ	40 ~ 49歳	8. 9	3. 1	5. 3	16.6	6. 6	4. 0	9. 2
	$50 \sim 59$	29.8	40.0	7. 5	13. 4	45. 1	23. 9	29. 3
	$60 \sim 69$	24. 4	34.0	50.4	14.8	16. 7	49. 9	23. 8
1	$70 \sim 79$	23. 0	12. 2	23. 3	44. 2	13.9	12. 1	23. 7
1	80歳以上	11.1	3. 5	4. 7	8. 3	16. 4	7. 3	11.6
男		28. 1	45. 3	34. 9	29. 4	27. 4	19. 1	27. 1
	40歳未満	0.8	3. 1	2.8	1.0	0.3	0. 2	0. 7
	40 ~ 49歳	1.7	2. 2	0.6	3.8	0. 9	0.1	1.7
	$50 \sim 59$	7. 1	12.0	0.6	3. 4	10.9	4. 2	6.8
	$60 \sim 69$	7.0	20. 1	9. 1	0.8	7. 6	11. 2	6. 2
	$70 \sim 79$	6. 4	7. 6	18. 7	14. 3	0. 7	2. 6	6. 4
	80歳以上	5. 1	0.3	3. 1	6. 1	6. 9	0. 7	5. 4
女		71.9	54. 7	65. 1	70. 6	72. 6	80. 9	72. 9
	40歳未満	1.8	3. 9	6.0	1.7	1.0	2. 2	1.7
]	40 ~ 49歳	7. 2	1. 0	4. 7	12.8	5. 6	3. 9	7. 5
1	$50 \sim 59$	22.8	28. 1	6. 9	10.0	34. 2	19. 6	22. 5
1	$60 \sim 69$	17.4	13. 9	41.3	14.0	9. 0	38. 6	17. 6
	$70 \sim 79$	16.6	4. 6	4. 5	29. 9	13. 2	9. 6	17. 3
	80歳以上	6. 1	3. 3	1. 7	2. 2	9. 5	6. 6	6. 2

注:「総数」には、要介護者等の年齢不詳、主な介護者の年齢不詳を含む。

要介護者等と同居している主な介護者の介護時間を要介護度別にみると、「要支援1」から「要介護2」までは「必要な時に手をかす程度」が多くなっているが、「要介護3」以上では「ほとんど終日」が最も多くなっている。(図23)

図23 要介護者等の要介護度別にみた同居している主な介護者の介護時間別構成割合 平成19年



### 4 要介護者等と同居している主な介護者の悩みやストレスの状況

要介護者等と同居している主な介護者の日常生活での悩みやストレスをみると、「日常生活での悩みやストレスがある」者は、性別にみると男61.4%、女67.4%となっており、年齢階級別でみると、男女ともに「 $40\sim49$ 歳」が73.5%、76.9%と多くなっている。(図24)

悩みやストレスの原因をみると、男女ともに「家族の病気や介護」が67.9%、75.7%と多くなっている。(図25)

図24 性・年齢階級別にみた同居している主な介護者の悩みやストレスのある者の割合 平成19年

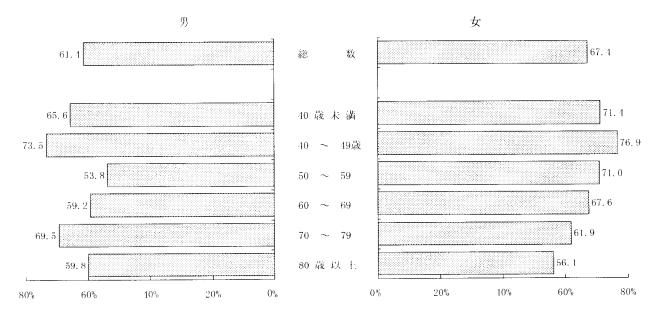
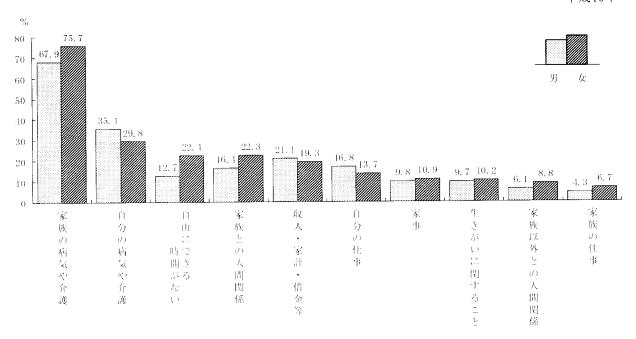


図25 性別にみた同居している主な介護者の悩みやストレスの原因の割合(複数回答) 平成19年



### 居宅サービスの利用状況

要介護者等の5月中の居宅サービスの利用状況をみると、居宅サービスを1種類でも利用し た者は76.4%で、世帯構造別にみると、単独世帯が85.2%で最も多く、三世代世帯が75.5%、 核家族世帯が71.0%の順となっている。

居宅サービスの種類をみると、単独世帯では、「訪問系のサービス」が77.7%と多く、「配 食サービス」の割合も12.3%と他の世帯構造に比べて高くなっている。また、三世代世帯では、 「通所系のサービス」が54.3%となっている。 (表24)

表24 世帯構造別にみた居宅サービスの利用状況別構成割合 (複数回答)

(単位:%)							平成19年
利用の有無居宅サービスの種類	総数	単独世帯	核家族世帯	(再掲) 夫婦のみの 世 帯	三世代世帯	その他の世帯	(再掲) 高齢者世帯
総数	100. 0	100.0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0
利用した	76. 4	85. 2	71.0	71.1	75. 5	76, 5	78. 6
訪問系のサービス	58. 3	77.7	52. 7	52. 5	50.9	54. 3	65. 4
通所系のサービス	42.4	30.0	39. 4	39. 3	54.3	47. 9	35.0
短期入所サービス	9. 9	2. 5	6. 6	6.8	16. 6	16. 4	6.3
小規模多機能型居宅介護	3. 0	8.6	1.0	1.4	1.6	1.7	5. 1
配食サービス	6.2	12. 3	6. 7	7. 8	1.8	3.5	9.9
外出支援サービス	3. 5	4. 3	3. 6	4.0	3.0	2.9	4.0
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス	1.3	1.3	1.5	1.2	0.5	1.8	1. 3
利用しなかった	23. 6	14.8	29. 0	28.9	24. 5	23. 5	21. 4

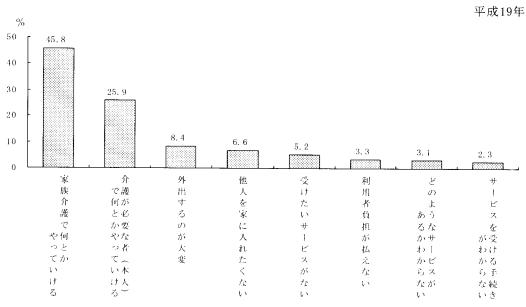
注:「訪問系のサービス」には、訪問介護、訪問人浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問介護、介護予防訪問人浴 介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護を含む。

「通所系のサービス」には、通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、認知症対 応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護を含む。

「短期人所サービス」には、短期人所生活介護、短期人所療養介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護を含む。

要介護者等の5月中の訪問系のサービス、通所系のサービス、短期入所サービス、小規模多 機能型居宅介護を利用しなかった者の利用しなかった理由をみると、「家族介護で何とかやっ ていける」が45.8%と最も多く、次いで「介護が必要な者(本人)でなんとかやっていける」 が25.9%となっている。(図26)

図26 訪問系・通所系・短期入所サービス、小規模多機能型居宅介護を 利用していない者の利用しなかった理由の割合 (複数回答)



#### 6 介護者の組合せの状況

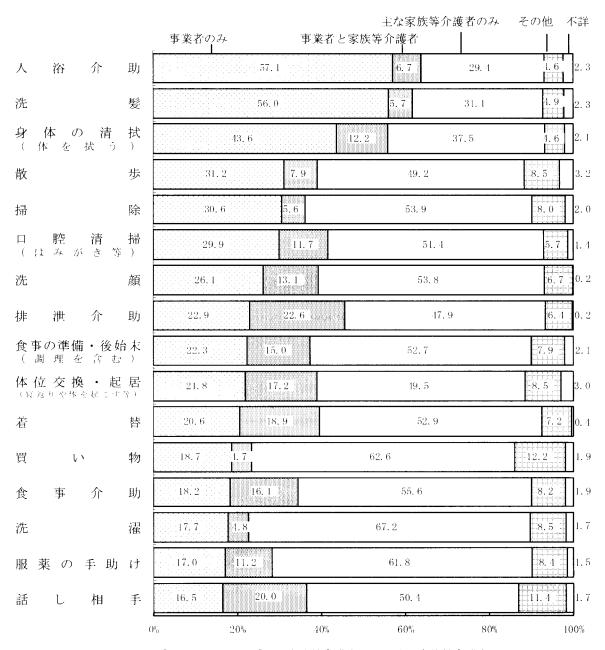
要介護者等が家族・親族等や訪問介護事業者から受けている16項目の介護内容について、介護者の組合せの状況をみると、「事業者のみ」の割合が最も多いのは「入浴介助」の57.1%で、次いで「洗髪」56.0%、「身体の清拭」43.6%の順となっている。

「主な家族等介護者のみ」による介護の割合は、「入浴介助」「洗髪」「身体の清拭(体を拭う)」以外のすべての項目で最も多くなっている。

また、「事業者と家族等介護者」による介護の割合は、「排泄介助」22.6%、「話し相手」20.0%と多くなっている。(図27)

図27 介護内容別にみた介護者の組合せの状況別構成割合

平成19年



注:「その他」とは、「主な家族等介護者とその他の家族等介護者」 「その他の家族等介護者のみ」をいう。

# 統計表

第1表 都道府県-18大都市 (再掲) 別にみた世帯構造・

(単位:千世帯)

(単位:千世帯)	,					
都 道 府 県 18大都市(再掲)	総数	単独世帯	核家族世帯	大婦のみ	夫婦と未婚 の子のみ	ひ とり 親 と 末婚の子のみ
全 国	48 027	11 985	28 667	10 638	15 023	3 007
01 北海道	2 403	709	1 450	651	644	155
02 青 森	516	131	257	102	121	33
03 岩 手	480	104	248	95	121	32
04 宮 城 05 秋 田	842	208	449	158	240	51
•	398	86	202	83	90	29
06 山 形 07 福 島	360 688	55 143	167 348	63 136	83 174	21 38
08 茨 城	1 008	194	587	218	308	62
09 栃 木	698	154	390	135	213	42
10 群 馬	708	140	439	152	240	46
11 埼 玉	2 488	454	1 674	548	979	147
12 千 葉	2 300	552	1 436	516	786	134
┃ 13 東 京 ┃ 14 神 奈 川	5 520 3 433	1 946 855	3 100 2 231	1 137 798	1 610 1 222	352 212
15 新 潟	807	165	414	147	215	53
16 富 山	361	59	200	74	101	25
17 石 川	401	81	225	81	123	22
18 福 井	263	47	141	52	76	13
19 山 梨 20 長 野	312 754	73 147	176 434	61 174	96 220	18 40
	ł					
21 岐 阜 22 静 岡	685 1 304	124 266	387 746	145 268	208 406	34 72
23 愛 知	2 624	624	1 632	544	923	165
24 三. 重	650	129	398	151	208	39
25 滋 賀	457	85	277	89	162	26
26 京 都	1 027	273	626	236	321	70
27 大 阪   28 兵 庫	3 739 1 788	960 410	2 417 1 165	858 425	1 297 628	262 112
29 奈 良	496	90	315	117	174	24
30 和 歌 山	389	91	235	94	116	25
31 鳥 取	205	43	110	41	56	14
32 島 根	265	65	131	56	58	16
33 岡 山 34 広 島	711 1 094	160 251	428 694	163 276	228 347	37 71
35 山 口	598	164	350	156	154	40
36 徳 島	300	74	164	65	79	19
37 香 川	371	90	210	82	108	21
38 爱 媛	570	143	339	143	157	40
39 高 知 40 福 岡	317 2 013	87 602	182 1 149	76 416	82 601	24 132
41 佐 賀 42 長 崎	300 559	72 146	154 315	57 134	76 147	20 33
43 熊 本	666	154	368	149	179	40
44 大 分	480	130	268	120	118	30
45 宮 崎	455	109	285	130	129	26
46 鹿 児 島 47 沖 縄	739	228	442	187	210	46
	485	112	311	81	187	43
(再掲) 50 東京都区部	3 857	1 457	2 046	755	1 041	250
50	828	283	473	180	240	53
52 仙 台 市	419	129	237	85	129	23
53 さいたま市 54 千 葉 市	437	87	304	99	183	21
┃ 54	358 1 384	73 300	254 954	93 343	140 517	20 94
56 川崎市	551	158	344	122	188	33
57 新 潟 市	303	89	152	54	81	17
58 静 岡 市 59 浜 松 市	255 274	54 52	156 159	57 59	83 84	16 16
60 名古屋 市	878	247	536	190	286	60
61 京都市	611	198	352	131	177	43
62 大阪市	1 158	415	645	241	309	94
63 堺 市 64 神戸市	324 620	79 174	219 387	81 148	116 200	22 39
65 広島市	453	110	302	112	164	26
66 北九州 市	397	106	247	95	127	25
67 福 尚 市	612	217	346	118	192	36

65歳以上の者のいる世帯・高齢者世帯・児童のいる世帯別世帯数

平成19年

_		1		1			η.	成19年
	三世代世帶	その他の世帯	65歳以上の者 のいる世帯	高齢者世帯	児 章 の いる 世 帯	都 道 18大都		
	4 042	3 333	19 259	9 007	12 495		全	[8]
	93	150	900	530	5 13	i	比 海	ijŭ
	75	53	250	96	138	02	ii.	蘇
	73 110	55 76	236 343	86 127	1 10) 234	03 04	告 高	<u>F</u> 城
	67	43	212	79	99		 秋	III
	97	42	205	54	118	06	Н	形
	126	71	344	119	206 273		福 灰	城坡
	145 97	82 57	434 294	151 106	273 207		火 栃	木
	7.1	55	292	118	205		牂	Щ
	205	155	902	375	725		寄	E
	171 167	141 307	836 1 940	358 1 079	606 1 135		下 東	菓 京
	160	186	1 177	592	878	14	神一奈	. JII
	147	81	406	135	226	15	新	穩
	66	36	187	65	105		Ä	[]]
	61 49	33 26	170 <sup>1</sup> 129	60 13	118 79		石 編	井
	38	25	137	56	88	19	Ш	梨
	103	70	371	146	205	1	lė.	野
	117 178	57 113	327 564	117 202	197 380	21 I 22	吱 静	阜. [前]
	235	133	926	417	789	23	rr 受 :	知
	74	-19	286	124	191	24	1	<u> </u>
	66	30	183	65	148	l		賀
	64 168	64 194	399 1 436	199 786	242 900	26 27	京 大	都 阪
	105	108	701	374	473	28	顶	147
	52 34	10 28	220 187	94 100	124 98		奈 和 - 歌	良 []]
	33		102	-100 -12	60	1	G	収
	39		137	58	72		i.s. Eb	根
	65		290	140	201		岡	[1] 151
	74 43	75 12	410 287	212 158	302 133		庆 山	85 11
	34	28	134	60	73	36	徳	Æ
	40		159	73	.99	37	香	711
	42 21	47 28	266 147	145 82	134 73	38 · 39	愛 高	媛 知
	138		7 13	367	492		協	[86]
	47		142		83	-11	佐	智
	54 79		263 309	135 139	144 181	42 43	レ 熊	崎本
	40	12	30 <i>9</i> 227	121	108	-1-1	大	分
	29	32	197	110	113		βĘ	崎
	23			191	185		鹿児	. 高縄
	25	36	152	66	173	l	ķŧļι	73145
	118	236	1 399	782	720	(再掲) 50	東京都	31×1部
	26	47	252	147	216	51	札 帱	l III
	26 23		135 140	63 62	103 127	52 53	仙 + さいた	)   ji   ま  ji
	1.4	17	119	57	99	51	千 菜	111
	57 20		486 155	257 76	344 145		横 浜川 幅	
	40	21	128	49	71	57	新二法	l di
	28			12 47			静 區	
	39 52		3.12	189	219	60	名占店	l ili
	29	32	230	122	122	61	京都	5 di
	32 12		511 123	308 72	196 82	62 63	大 队 堺	i di di
	27	32	263	155	132	64	神力	i di
	18 22		129 159	73 85	136 97	65 66	庆一店 北九州	j di Hati
_	18			101	148		福區	

第2表 公的年金・恩給を受給している者のいる世帯数の年次推移

				(再掲)			(再掲)			(再掲)		
年次	全世帯	受給者の いる世帯	割合	60歳以上 の 者 の いる世帯	受給者の いる世帯	割合	65 歳以上 の 者 の いる世帯	受給者の いる世帯	割合	高 齢 者世 帯		割合
	(千世帯)	(千世帯)	(%)	(手世帯)	(千世帯)	(%)	(千世帯)	(千世帯)	(%)	(千世帯)	(千世帯)	(%)
昭和61年	37 544	12 447	(33. 2)	12 978	11 633	(89. 6)	9 769	9 384	(96, 1)	2 362		
平成元年	39 417	13 863	(35, 2)	14 449	12 983	(89, 9)	10 774	10 420	(96.7)	3 057		
4	41 210	14 825	(36.0)	15 830	13 906	(87. 8)	11 884	11 453	(96.4)	3 688		
7	40 770	15 367	(37.7)	16 622	14 628	(88.0)	12 695	12 245	(96, 5)	4 390		
10	44 496	17 724	(39, 8)	19 087	17 032	(89.2)	14 822	14 323	(96.6)	5 614	5 420	(96. 5)
13	45 429	19 371	(42.6)	20 357	18 355	(90.2)	16 198	15 629	(96.5)	6 599	6 347	(96. 2)
16	46 242	20 852	(45.1)	22 488	20 431	(90. 9)	17 836	17 262	(96.8)	7 865	7 588	(96.5)
17	46 938	21 686	(46.2)	23 285	21 185	(91.0)	18 503	17 898	(96.7)	8 333	8 010	(96. 1)
18	47 333	20 798	(43.9)	22 339	20 362	(91.1)	18 201	17 547	(96.4)	8 418	8 082	(96.0)
19	47 758	22 123	(46. 3)	23 591	21 560	(91. 4)	19 150	18 508	(96.7)	8 960	8 642	(96. 5)

注:1) 平成13年以降の数値は、「年金受給者の有無不詳の世帯」を除いたものである。 2) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

第3表 性・年齢階級別にみた15歳以上の者の数の勤めか自営か別構成割合

1	iì	í i	1	0/2	١

平成19年

年 齢 階 級	総数	仕事あり	自営業主	家 族 従業者	会社・ 団体等 の役員	一 般 常雇者	1 月以土 1 年未満 の契約の 雇 用 者		家 庭 内職者	その他	勤めか自 営かの別 不 詳	仕事なし
男	100.0	71. 9	12. 8	1.7	6, 2	44. 6	3. 6	0.9	0. 1	1.4	0.6	28. 1
15 ~ 19歳	100.0	16. 3	0. 5	0. 3	0, 5	8, 9	3. 4	1. 1	0. 1	1, 1	0. 5	
20 ~ 29	100.0		3. 1	2. 6	4. 1	58. 6	6. 6	1.8	0. 0	1.8		20. 4
30 ∼ 39	100.0		8. 2	3. 1	6. 5	70. 7	2.8	0.8	0. 0	1. 2		5. 8
40 ~ 49	100.0		13. 0	1.8	8, 4	67.4	2. 2	0.7	0. 0	1. 3		4.6
50 ~ 59	100.0	92.8	18.7	0, 8	10.4	57. 2	2.8	0.9	0.0	1.4		
60 歳 以上	100.0	43. 7	18. 5	1.2	4.6	12.8	3.9	0.8	0.1	1.4	0. 5	56, 3
(再掲)65歳以上	100.0	33. 4	17.8	1.3	3. 2	6.4	2.3	0.5	0.1	1, 3	0.4	66.6
女	100.0	48, 7	4. 2	4. 7	2. 0	27. 2	6.8	1.0	0. 4	1, 5	0.8	51. 3
15 ~ 19歳	100.0	17. 3	0.4	0.2	0.3	9.1	3. 9	1.5	0.0	1. 2		
20 ~ 29	100.0	71.0	1.9	1.4	2.6	51.9	8.8	1.6	0.1	1. 7	0. 9	29.0
30 ∼ 39	100.0	63, 0	2.9	3.6	2. 2	41.3	8.9	1.1	0.7	1.4	0.9	37.0
40 ~ 49	100.0	72. 3	4.1	5.3	2.8	43. 2	11.9	1.2	0.7	2. 2	1.1	27.7
50 ~ 59	100.0	64. 2	5. 7	7.2	3, 1	33.4	10.0	1.3	0.5	2.0	1.0	35. 8
60 歳 以上	100.0	21.7	5.4	5. 5	1.1	5.4	2.0	0.4	0.3	1.1	0.5	78.3
(再掲)65歳以上	100.0	16. 0	5. 1	4. 7	0.8	2.6	0.9	0.2	0.3	0. 9	0.5	84.0

注:総数には「仕事の有無不詳の者」は含まない。

第4表 末子の年齢階級別にみた父母の一日の平均就業時間階級別構成割合

(単位:%)								平成19年
父 末子の年齢階級	総数	2時間未満	$2 \sim 4$	4 ~ 6	$6 \sim 8$	8~10	10~12	12時間以上
父								
児童あり	100. 0	2.0	1. 5	0.8	5.0	47. 1	28. 9	14.8
1歳未満	100.0	2.8	1.9	0.8	4. 7	43. 6	29. 6	16.6
1 ~ 2歳	100.0	1.9	1.8	0.7	4. 7	43. 7	29. 5	17.6
$3 \sim 5$	100.0	2.1	1. 5	0.6	4.1	44.8	30. 5	16.5
$6 \sim 8$	100.0	2.0	1.4	0.9	4.3	45. 3	30. 3	15. 9
$9 \sim 11$	100.0	2.0	1.7	0.6	4.8	48. 4	28. 9	13. 6
$12 \sim 14$	100.0	1.6	1.3	0. 9	6. 0	50.3	27. 5	12.5
$15 \sim 17$	100.0	1.7	1.0	0.8	6.6	54.0	25. 7	10.1
母								
児童あり	100.0	4. 9	8.6	24.6	24. 8	30.8	5. 0	1.3
1歳未満	100.0	35, 6	7.3	12. 1	16.6	23.6	3.5	1.4
1 ~ 2歳	100.0	7.2	8.4	19. 2	26, 3	33. 2	4.6	1.1
$3 \sim 5$	100, 0	4.7	9, 6	26. 2	23. 5	30. 5	4. 5	1.0
6 ~ 8	100.0	3. 7	10.3	28.8	23, 8	28. 2	4. 1	1.2
9 ~ 11	100. 0	3. 4	9. 5	29. 1	23. 5	28. 0	5. 4	1.2
$12 \sim 14$	100.0	2. 4	7.0	23, 6	27. 5	32. 2	5, 6	1.5
15 ~ 17	100. 0	2.9	7.1	21.2	26. 3	35. 2	5. 5	1.8

注:総数には「一日平均就業時間数不詳の者」は含まない。

第5表 都道府県-18大都市 (再掲) 別有訴者率・通院者率・日常生活に影響のある者率 (人口千対)

都道府県	有	訴者率		ill i	院者率		日常生活に		平成19年 3 者率
18大都市(再掲)	総数	奶	女	総数	児	女	総数	児	女
全国	327. 6	289, 6	363. 2	333. 7	311.3	354. 7	106. 7	95, 6	117. 0
01 北海道	326. 7	279. 9	369. 2	344.1	318. 4	367. 4	106. 6	92.6	119. 3
02 青 森	317. 3	275. 5	354.0	340. 1	304.3	372. 1	106. 3	92.4	118. 5
03 岩 手	324.5	287. 1	359. 1	354. 7	328. 7	378. 7	111.4	94.8	126. 7
01 宮 城	331. 9	294. 6	366. 3	343. 3	320.6	364. 2	107.3	98. 1	115, 8
05 秋 田	335. 7	293. 7	374. 1	373, 5	347.1	397. 6	112.2	96. 2	126. 8
				0.15 0	000 1	205 7	111 0	101, 3	121.6
06 世 形	306. 4	274.3	336. 7	345. 0	323. 1	365. 7	111.8	101. 5	121.0
07 福 島	301.3	258. 0	342. 7	341. 3	314. 5 304. 9	366, 9 336, 8	113. 7 89. 8	81.5	98. 0
08 茨 城	285, 8	256. 7	314.4	321. 0	306. 7	355, 2	91. 2	83. 5	98. 7
109 版 木	300. 2	258. 0	341.2	331. 3	302. 0	334. 0	91. 2 96. I	83. 1	108.6
10 群 馬	301.0	263, 2	337. 1	318, 3	302.0				1
11 埼 玉	309. 0	276, 8	340.6	312. 2	301.4	322, 8	95. 7	90. 1	101. 2
12 下 葉	308.9	270.2	348, 0	312, 0	290. 6	333, 7	88. 7	81.8	95. 5
13 東 京	327. 1	287. 2	365. 5	343.5	321.2	364. 9	112. 3	98. 7	125. 3
14 神 奈 川	333. 3	295. 6	370. 5	331. 8	309, 3	354. 0	107. 1	91.0	122. 8
15 新 潟	318. 7	278. 5	355. 4	347, 1	320, 3	371. 5	111, 6	98.8	123. 2
16 富 由	339. 5	308, 4	368. 0	341.3	320.3	360. 6	112.0	101.2	121.8
[17] 岩 川	311.7	276. 0	344.6	305, 0	284. 1	324. 3	94.7	90. 5	98, 5
18 福 井	320. 0	286. 9	351.1	314. 1	296, 1	330. 8	105.3	96. 6	113.4
19 山 梨	295, 8	257. 7	332. 4	314. 0	291.8	335. 3	101.1	89. 3	112.4
20 長 野	323. 3	281. 8	363. 1	336. 3	310.6	361.0	115.7	102. 1	128. 8
					902 4	205 1	105.7	102. 2	108. 9
21 岐 阜	340.3	311.1	367. 4	346. 6	326. 4	365. 4	105. 7 98. 3	86. 9	108. 9
22 静 岡	313. 3	269. 7	355. 6	329, 9	304. 5	354. 6	98. 3 90. 1	75.8	109. 3
23 爱 知 24 三 重	332. 6	293. 6	371.6	324. 9	299. 1 316. 3	350, 7 348, 6	109. 1	102. 0	116. 4
24 三 項	336. 9	299. 7	372. 2	332, 8 317, 1	300. 6	332. 9	109. 1	103. 7	113. 2
25 滋 賀	341.6	314. 1	367. 8	517.1	500. ti	002. 0	100, 0	100.1	110. 2
26 京 都	342. 5	313.5	368.7	339.3	321.6	355. 5	112.2	105.1	118.6
27 大 阪	353, 2	315.9	387. 6	355. 3	330.3	378. 3	109. 6	101.2	117.3
28 兵 庫	347.3	309.3	381.6	343. 3	329.4	355.8	118.8	111.6	125.2
29 奈 良	345, 8	310.8	378.4	368. 9	352.8	383. 9	118. 3	108. 2	127. 7
30 和 歌 田	330.9	292.7	364. 3	353. 0	323. 5	378. 7	115.2	104.0	124. 9
i	226 1	283. 7	365. 5	329. 2	314. 8	342.4	117. 1	102. 9	130. 0
	326, 1 338, 1	298. 8	372.6		315. 0	371. 2	121. 3	115. 3	126. 6
32 島 根	317. 3	288. 3	343.7	321.6	300. 3	341.0	110. 5	102.7	117. 6
33   岡   田	354. 9	314.8	391.8	332. 5	310. 4	352. 9	116. 0	105. 4	125. 7
35   11   11	363. 6	323, 5	398. 0		343. 2	376. 7	125.0	107. 4	139. 9
						ŀ		104.5	10E A
36 徳 島	340, 3	294. 6	381.6	l	299, 6	344.6	115. 3	104. 5	125. 0 128. 6
37 香 川	338. 7	300, 7	374. 0		309. 0	368. 1	117. 0	104. 5	138. 9
38 愛 媛	318, 5	307. 8	383.5	348. 5	321. 9	371.4	125. 4	109.8	138. 4
39 高 知	335. 7	295, 6	370.9		328. 9	372. 9 342. 6	126. 9 112. 2	113. 8 99. 4	123. 3
40 福 岡	340.5	300. 6	375. 2	317.0	287. 5	044, 0	112.2		
41 佐 賀	331.9	291.6	366, 7	328. 6	300.5	353. 0	115.0	106.3	122. 5
42 長 崎	339, 9	304.3	-371.2	355. 7	332.2	376. 3	116. 1	107.4	124. 3
43 熊 本	320.5	288.7	348.1	328. 9	306. 5	348, 3	114.3	103.8	123. 4
44 天 分	327. 9	295.1	357. 2	338, 2	316. 3	357. 7	116. 1	107. 6	123. 7
45 宮 崎	326. 5	291.5	357.0	1	304.9	341. 2	108. 1	98.3	117. 2
46 鹿 児 島	308, 5	274.5	338. 7		286. 1	340.6	106, 5	95. 6	116. 2
47 沖 縄	269. 0	229.1	306. 6	238.4	221.0	254. 8	79. 6	69.8	88, 8
(再掲)					000 0		117.5	105 1	100 1
50 東京都区部	331.8	293. 1	368. 2		332. 8	376. 5	117. 5	105. 1	129. 1
51 札 幌 市	324.9	273.0	372.6		288. 5	341.8	109.1	93. 1	123. 7
52 仙 台 並	351. 8	309. 9	390.3		318.8	364. 2	114.9	104. 9	124. 1 105. 2
■ 53 さいたま市	331. 0	297. 0	365. 2		303. 1	333.4	97. 8 95. 0	90. 4 91. 9	98. I
54 千 葉 市		287. 3	364.1	1	320, 5 319, 2	337. 4	95. 0 113. 4	91. 9 97. 4	128. 6
55 横 浜 市		307. 4	376.0		319. 2 288. 6	366, 1 335, 0		81.6	119. 5
56 川 崎 市		270. 2	362. 4			357. 7		98. 6	125. 9
57 新 潟 市		295. 7	367. I		319.6	356. 6		90. 5	115. 0
58 静 岡 市		294. 5	364. 4 363. 9		317. 0 331. 3	369. 6		93, 2	113. 0
59 浜 松 市	328. 1	291.4		1	334. 5	379.8	1	87. 2	103. 6
160 名古屋 市	l.	309. 9	391. 4	1	331. 7	358. 8		109. 5	119. 9
161 京都市		321.9	367. 0 402. 6		362, 2	390. o 413. 8	l	119. 1	136. 5
62 大阪市	I	345. 3 319. 4	387. 3		337. 6	383. 2		98. 1	121. 8
63 界 市	I	319.4	376. 8	3	371. 9	376, 4		105. 6	123. 5
64 神 )(前		323.7 $291.0$	368. a		280. 1	314. 5		86. 2	104. 9
65 広島 前		291. 0 310. 6	391.		308, 1	374. 2	0	96. 4	128.0
66 北九州 市		$\frac{510.0}{275.3}$	351.	1	260. 8	324. 3		92. 0	121. 3
67 福 岡 市				1 294. b					161.

注: 1) 有訴者、通院者には入院者は含まないが、分母となる世帯人員数には入院者を含む 2) 日常生活に影響のある者は、入院者を含まない6歳以上の者を対象としている

## 第6表 性・年齢階級別にみた有訴者率の上位5症状(複数回答・人口千対)

年齢階級	第1位		第2位		第3位		第4位	第5位	//2/10
総数	腰痛		か! こり		せきやたんが出る		鼻がつまる・鼻汁が出		
		87. 4	<del></del>	61.0		59. 1	54	0	45. 4
0~ 4歳	鼻がつまる・鼻汁	が出る	せきやたんが出る		熱がある	744	かゆみ(湿疹・水虫など)	ゼイゼイする	
		167.7		126. 2		62.0	50.	0	39, 9
5~14	鼻がつまる・鼻汁	が出る	せきやたんが出る		かゆみ(湿疹・水虫)	など)	発疹(じんま)症・できものなど)	切り傷・やけどなと	さのけが
		94.0		53.8		31.4	19.	6	19, 5
15~24	鼻がつまる・鼻汁	が出る	体がだるい		せきやたんが出る		腰痛	頭痛	
		50.9		38. 0	<u></u>	35. 3	31.	4	25. 9
25~34	腰痛		体がだるい		肩こり		鼻がつまる・鼻汁が出る	ひせきやたんが出る	
		59. 3		51. 6		47. 9	40.	7	38. 7
35~44	腰痛		居こり		体がだるい		せきやたんが出る	頭痛	
·		83. 2		71.6		58. 8	40.	0	37. 9
$45 \sim 54$	腰痛		肩こり		体がだるい		せきやたんが出る	手足の関節が痛む	
		95. 4		79.4		51.3	40.	4	38. 7
$55 \sim 61$	腰痛		ガニり		手足の関節が痛む		せきやたんが出る	手足のしびれ	
		117. 9		86. 5		59. 4	56.	9	55, 3
65 <b>~</b> 74	腰痛		手足の関節が痛む		肩こり		類尿(尿の出る回数が多い	) せきやたんが出る	
		157. 5		97. 1		96, 6	91.	4	87. 4
75~84	腰痛		きこえにくい		類尿(尿の出る回数/	バ多い)	もの忘れする	手足の関節が痛む	
		194. 3		141. 9		141.5	135.	6	128. 3
85歳以上	きこえにくい		もの忘れする		腰缩		手足の動きが悪い	頻尿(尿の出る回放	が多い)
/m : 161		209. 2		184. 3		182, 5	159.	2	152. 5
(再掲) 65歳以上	腰痛		頻尿(尿の出る回数が	اديعاد	で EU かり目を飲みがたす。		A - 21-21	I water to a	
00%,000	ng mi	171. 2					きこえにくい	もの忘れする	
	腰痛			112.0	キーニリック			<del> </del>	105. 2
I VMXXA L	10女/用	183, 7					もの忘れする	手足の関節が痛む	ı
75歳以上	腰痛			129, 6	d and the deer				119. 4
「サ研究を入一」。	カ女 7日		きこえにくい	- 1	もの忘れする		頻尿(尿の出る回数が多い	1	- 4
		192. 1		154. 0		144.4	143.	5	128. 1

IJ	
$\sim$	

年齢階級	第1	位	第2位		第3位		第4位		第5位	
総 数	肩こり		腰痛		手足の関節が痛む		頭痛		体がだるい	
		131. 1		117. 9		77. 0		61. 3		61. (
0~ 4歳	鼻がつまる・	鼻汁が出る	せきやたんが出る		熱がある		かゆみ(湿疹・水リ		<del></del>	
		155. 7		118.7		58. 4		37. 9		34. 3
5~14	鼻がつまる・	鼻汁が出る	せきやたんが出る		かゆみ(湿疹・水虫)	たど)	発疹(じんま物・できま	かたり	頭痛	
		73. 1		47. 9		34. 4		21.4		19. 5
$15 \sim 24$	肩こり		体がだるい		頭痛		鼻がつまる・鼻汁	上が出る	月経不順・月経痛	
		72. 3		59. 9		58. 0		50.8		46. 5
25~34	肩こり		頭痛		腰痛		体がだるい		いらいらしやすい	
		131, 7		81.8		81.2		72. 2		58. 4
35~11	層こり		腰痛		頭痛		体がだるい		いらいらしやすい	
		152. 6		102. 1		88. 2		80. 3	İ	57. 7
45~54	肩こり		腰痛		体がだるい		刘扬		手足の関節が痛む	
		175, 3		123. 6		79. 9		79.8		75. 0
55~64	肩こり		腰痛		手足の関節が痛む		目のかすみ		体がだるい	
		173. 1		143. 6		105. 6		75. 6		60. 8
$65 \sim 74$	腰痛		用こり		手足の関節が痛む		目のかすみ		もの忘れする	
		199. 0		178.3		158. 4		120. 4		101. 1
75~81	腰痛		手足の関節が痛む		もの忘れする		肩こり		手足の動きが悪い	
		253. 7		209. 0		161, 1		160.4		139. 4
85歳以上	きこえにくい		腰痛		手足の動きが悪い		もの忘れする		手足の関節が痛む	
(再掲)		210. 5		201.9		192. 6		192. 2		189, 0
(円福) - 65歳以上	腰痛		手足の関節が痛む		. i = 10		1 00 000 1 1 1 2		(1	
((()))	10 <u>2</u> /111	218. 5			* -	162, 2	もの忘れする		目のかすみ	
70歳以上	腰痛		手足の関節が痛む			162. 2	もの忘れする	133, 2		128. 7
· 2/04/2/11.	9% /10	234. 0		194. 0		158. 6		151 0	目のかすみ	104.0
75歳以上	腰痛		手足の関節が痛む		もの忘れする			151. 9		<u>134. 6</u>
· 57/0%2/2 1.	asc 400	240. 2		203, 8			手足の動きが悪い		きこえにくい	150 0
	1	410. 4		200.8	1	109. I		153.2		450, 9

注:1) 有訴者には人院者は含まないが、分母となる世帯人員数には人院者を含む。

<sup>2) 「</sup>総数」には、年齢不詳を含む。

## 第7表 性・年齢階級別にみた通院者率の上位5傷病(複数回答・人口千対)

男

年齢階級	第1位		第2位		第3位		第1位		第5位	
総数	g/g (in.) 15.9g(	-	糖尿病		歯の病気		腰痛症		眼の病気	
, _		81, 6		10. 1		39. 0		37. 6		32.
0~ 1歳	急性鼻咽頭炎(5世		アトビー性皮膚炎		その他の支膚の病気		福息		15の病気	
				33, 1		29, 3		28, 0		17.
5 ~ L1	アレルギー性最近		Min Ad		掛の特定		アトピー性皮膚炎		三の他の皮膚の病?	k(
		45, 2		31, 5		31. 2		23, 9		13.
15~21	描せ時気		アトビー性皮膚炎		アレルボー性鼻炎		その他の皮膚の病気	i,	骨折以外のはが・	Voit 5
		17. 5		16, 1		11. 1		9.9		9.
$25 \sim 34$	掛び特気		腰痛症		アトヒー性皮膚炎		うっ痛やくの他のこころ			χĺ
		21.1		18, 3		15, 1				9.
$35 \sim 11$	静の病気		腰痛症		ショの865で489できたる	e Ollipi'ks			星こり航	
		31. 8		27. 1		20.0		18. 9		14,
$15 \sim 51$	ក់តែ ម៉ាន់ អនិរត្តិថ្ងៃ		掛の病気		糖尿病		腰痛症		高精度症(高ルバルル	
		7.1. 2		. 37.5		35. 7				32.
55~61	ally that Calif.		糖尿病		耐の病気		高精血病(高さい)。		l	
		155, 7		79. 2		53. 1		53, 0		17.
$65 \sim 71$	alifain. Leithil		糖尿病		眼の病気		腰痛症		歯の歯気	70
		238, 1		<u>113, 1</u>		87. 3		82. I	糖尿病	70.
75~81	3/3 (fic) 13/16		限の病気		腰痛症	116, 3	前立脲肥大症	111. 9	1	101.
n= its nr 1	As the state	2.18, 9	前立腺肥大症	139, 3	眼の病気	110. 3	腰痛症	111. 9	狭心症・心筋梗塞	
85歳以上	ata dichi taki	211. 5		126, 6		123. 3		103, S		78.
(再报)	<del>                                     </del>	311.0		10, 0		150.		11717, 11		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
65歳以上	(\$\dag{\psi} \psi \psi \psi \psi \psi \psi \psi \psi		眠の病気		糖尿病		腰痛症		前立腺肥大症	
		239, 7		106.6		106. 5	5	94.7		81.
70歳以上	alla rinci 1946		眼の病気		腰痛症		糖尿病		前立腺肥大症	
		248.4		125, 4		107.		101. 1	<del> </del>	99,
75歳以上	pháin Heáid		眼の時気		前മ腺肥大症		腰缩症		糖尿病	
		242.4	1	136, 4		114.0	i	114.1		95.

女

年齢階級	第1位.	第2位	第3位:	第1位.	第5位	
総数	海道 (6) (3) (3) (4)	腰痛症	眼の病気	海の病気	五正り 福仁	
	91.	51. 2	19. 0			
0~ 1点装	急性鼻咽頭炎(5元重)	その他の皮膚の病気	アトピー性皮膚炎	喘息.	耳//病気	
	10.					
5~11	爾の病気			晴.	その他の皮膚の病気	
	32.		21. 6	19, 4		
$15 \sim 21$	歯の病気	アトビー性皮膚炎	その他の皮膚の病気	アレルギー性鼻炎	腰痛症	
	20.					
25~31	海の病気	h f I ki thi	腰痛症	$x(M_1 + \beta) (\log (10) + p_{m}^2 (1) + q_{m}^2 (10) (\log 5))$		
	33.		21.7			
$35 \sim 11$	権の病気	近年9 新	腰痛症	1. 网络哈拉斯拉尔亚亚克加斯克		
	38.					
$15 \sim 51$	ata his hether	指79時' <b>द</b>	近年 1 3位	腰痛症	高脂血症(高の(少の多面症等)	
	57.			L	23, 5	
$55 \sim 61$	plij tim o 194i č	福州市民居民省大学 建作品价值		有意の抗	腰痛症	
	115.	2 79. 8	65, 1			
$65 \sim 71$	náis muut tédát	限の病気	高精的流流高级, 50% 6面接着		五子 り 硫	
	230.		113.0			
$75 \sim 81$	(6) (in 1) (3) (i)	1" "	雙痛症	骨粗しょう症	高精節症(高さなの多角症等)	
	286.					
85歳以上	alia rinuz Hebiri.	眼の特気	腰痛症		関節症	
	257.	0 146, 7	121, 7	100.8	83, 6	
(再掲) 65歳以上	8/6 in/16/66	服の解気	腰痛症	高州南南南省 (南山) 200 大道 (高)	骨粗しょう症	
1100 Q F A 1.	253.		1			
70歳以上	agamin 1986).	B.5/3 编译			高州新加州(高)、(5)、(5)、(6)	
117/9X2A 1.	269.		1	1	93, 6	
75歳以上	as including	限の時気	腰痛症	骨粗しょう症	"Missie	
**************************************	278.		1	1	92.3	

注:1) 通院者には人院者は含まないが、分けとなる世帯人員数には人院者を含む

<sup>(2)</sup> 総数。には、年齢不祥を含む

第8表 性・年齢階級別にみたがん検診受診状況(複数回答)別構成割合

性 年齢階級	総数	胃がん 検診	肺がん 検診	子宮がん 検診	乳がん 検診	大腸がん 検診	左記は受け ていない	不詳
	100.0			15/11/2	1火1/2		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
男。	100.0	24. 8	20. 7	•	•	20. 6		12.0
20~24歳	100.0	1.9	6. 9	•	•	1. 5	79. 7	12. 4
25~34	100.0	5. 1	8. 3	•	•	3. 5	77. 9	11.1
35~44	100. 0	23. 9	20. 1	•	•	17.2	59. 4	9.8
45~54	100.0	34. 7	28. 5	•	•	27.8	47. 4	9. 3
55~64	100.0	34.8	26. 5	•	•	29.3	45. 3	10.6
65~74	100.0	32. 1	24. 6	•	•	29. 6		15. 1
75~84	100. 0	27.7	22. 1	•		25. 9		19. 2
85歳以上	100.0	14. 4	13. 4	•	•	13. 1	53. 2	22. 3
(再掲)40歳以上	100. 0	32. 5	25. 7	•	•	27. 5		12. 4
女	100.0	19.5	16.8	21. 3	17.0	17, 2	49. 9	11. 4
20~24歳	100.0	1.6	4.6	5. 6	1, 3	1.4	77. 5	11. 3
25~34	100.0	3. 5	5. 1	21. 2	7. 5	2. 9	63. 9	8. 9
35~44	100. 0	16. 9	15. 1	30. 2	21. 3	12. 9	51, 0	7. 6
$45 \sim 54$	100.0	26.0	23. 9	32. 0	27.8	22. 4	43. 7	7. 4
55 <b>~</b> 64	100.0	28. 4	23. 3	24. 4	24. 2	25. 9	42. 9	10. 6
65~74	100. 0	28. 4	21.9	16. 3	17. 0	26. 7	39. 1	16. 2
75~84	100.0	21.4	16. 0	7. 0	7. 7	19. 5	46. 4	18. 9
85歳以上	100.0	8. 3	8.8	1. 5	1. 7	7. 4		20. 9
(再掲) 40歳以上	100.0	25, 3	21. 1	21. 7	20. 3	22. 7	44. 0	12. 4

注:入院者は含まない。

第9表 全世帯及び特定の世帯別にみた世帯の状況

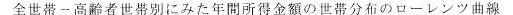
平成19年

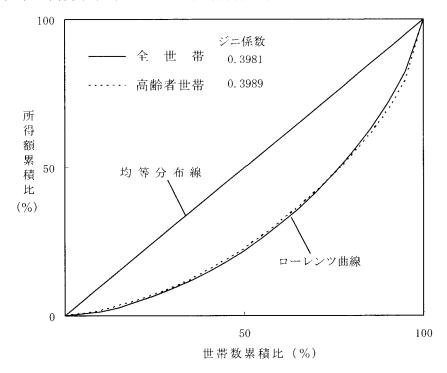
						平成19年
		全世帯	高齢者世帯	母子 世帯	児 童 の いる世帯	65歳以上の者 のいる世帯
世帯	数(千世帯)	48 027	9 007	717	12 495	19 259
全世	帯に占める割合(%)	100.0	18.8	1.5	26. 0	40. 1
平均	世帯人員(人)	2. 63	1. 54	2. 67	4. 11	2. 62
平均	有業人員(人)	1. 32	0. 29	0. 95	1.70	1.05
持ち	家率(%)	65.8	75. 4	23.6	66. 1	82. 7
仕事	ありの者がいる世帯の割合(%)	78.9	24.8	87. 1	97. 2	59. 3
入院者のいる世帯の割合(%)		3. 7	5. 1	1.8	3. 5	6. 5
通院者のいる世帯の割合(%)		58. 3	74. 2	39. 7	52. 9	77. 5
平均家計支出額(万円)		27. 0	19. 3	20. 4	31. 4	25. 3
1世帯当たり平均所得金額(万円)		566.8	306. 3	236. 7	701. 2	510. 1
1世帯当たり平均可処分所得金額(万円)		445. 5	256. 4	201. 1	564. 7	407. 5
世帯人員1人当たり平均所得金額(万円)		207. 1	195. 5	87.6	164. 6	189. 9
有業	人員1人当たり平均稼働所得金額(万円)	319. 9	181.3	187. 7	355. 5	251. 3
	所得五分位階級	100. 0	100.0	100. 0	100. 0	100.0
	第 I 五分位	20.0	42.8	53. 2	6. 1	25. 7
構	第Ⅱ五分位	20.0	31. 1	31.4	13. 7	24. 5
	第Ⅲ五分位	20.0	16. 7	12. 4	22. 3	18. 6
成	第Ⅳ五分位	20. 0	6. 0	2.8	29. 9	14. 6
割	第V五分位	20.0	3. 4	0. 2	28. 0	16. 7
合	生活意識	100. 0	100. 0	100. 0	100.0	100.0
	大変苦しい	24.0	21.6	48. 5	26. 3	23. 4
%	やや苦しい	33. 2	30. 5	36. 6	37. 2	32. 5
)	<b></b> 100 100 100 100 100 100 100 10	37. 7	42. 6	14. 2	32.7	39. 4
	ややゆとりがある	4.6	4. 7	0. 7	3. 6	4. 4
	大変ゆとりがある	0. 5	0. 5		0.3	0. 3

注:1)「平均有業人員」とは、世帯における仕事ありの平均世帯人員数をいう。

<sup>2) 「</sup>家計支出額」とは、平成19年5月中の家計上の支出金額(飲食費(外食費・し好品費を含む。)、 住居費、光熱・水道費、被服費、保健医療費、教育費、教養娯楽費、交際費、冠婚葬祭費、その他 諸雑費など)をいい、税金、社会保険料は含まない。

<sup>3) 「</sup>所得」については、平成18年中(1~12月分)の状況である。





全世帯-高齢者世帯別にみた年間所得金額のジニ係数の推移

年 次	全世帯	高齢者世帯
平成9年	0. 3954	0. 4309
12	0. 3997	0. 4159
13	0. 3965	0. 3957
14	0. 3986	0.4192
15	0. 3882	0. 3906
16	0. 3999	0. 4131
17	0. 3948	0. 3962
18	0. 3981	0. 3989

#### ローレンツ曲線とは

世帯を所得の低い順に並べ、世帯数の累積比率を横軸に、所得額の累積比率を縦軸にとって描いた曲線である。所得が完全に均等に分配されていれば、ローレンツ曲線は、原点を通る傾斜45度の直線(均等分布線)に一致し、不均等であればあるほどその直線から遠ざかる。

#### ジニ係数とは

分布の集中度あるいは不平等度を表す係数で、ローレンツ曲線と均等分布線とで囲まれた面積の均等分布線より下の三角形の面積に対する比率によって、分配の均等度を表したものである。ジニ係数は0から1までの値をとり、0に近いほど分布が均等、1に近いほど不均等となる。

注:年間所得金額とは、稼働所得、公的年金・恩給、財産所得、雇用保険、その他の社会保障給付金、仕送り、企業年金・個人年金等、その他の所得の合計額をいう。

### 用語の説明

- 1 「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは 独立して生計を営む単身者をいう。
- 2 「世帯主」とは、年齢や所得にかかわらず、世帯の中心となって物事をとりはかる者として世帯側から申告された者をいう。
- 3 「世帯員」とは、世帯を構成する各人をいう。

なお、調査日現在、一時的に不在の者はその世帯の世帯員としているが、単身赴任している者、遊学中の者、社会福祉施設に入所している者などは世帯員から除いている。

- 4 「世帯構造」は、次の分類による。
  - (1) 単独世帯

世帯員が一人だけの世帯をいう。

- (2) 核家族世帯
  - ア 夫婦のみの世帯

世帯主とその配偶者のみで構成する世帯をいう。

イ 夫婦と未婚の子のみの世帯

夫婦と未婚の子のみで構成する世帯をいう。

- ウ ひとり親と未婚の子のみの世帯 父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
- (3) 三世代世帯

世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯をいう。

(4) その他の世帯

上記(1)~(3)以外の世帯をいう。

- 5 「世帯類型」は、次の分類による。
  - (1) 高齢者世帯

65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

(2) 母子世帯

死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む。)で、現に配偶者のいない65歳未満の女(配偶者が長期間生死不明の場合を含む。)と20歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成している世帯をいう。

(3) 父子世带

死別・離別・その他の理由(未婚の場合も含む。)で、現に配偶者のいない65歳未満の男(配偶者が長期間生死不明の場合を含む。)と20歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成している世帯をいう。

(4) その他の世帯

上記(1)~(3)以外の世帯をいう。

- 6 「児童」とは、18歳未満の未婚の者をいう。
- 7 「仕事あり」とは、平成19年5月中に所得を伴う仕事をもっていたことをいう。ただし、 同月中に全く仕事をしなかった場合であっても、次のような場合は「仕事あり」とする。
  - (1)雇用者であって、平成19年5月中に給料・賃金の支払いを受けたか、又は受けることになっていた場合(例えば、病気で休んでいる場合)。

- (2) 自営業者であって、自ら仕事をしなかったが、平成19年5月中に事業は経営されていた場合。
- (3) 自営業主の家族であって、その経営する事業を手伝っていた場合。
- (4) 職場の就業規則などで定められている育児(介護)休業期間中である場合。
- 8 **「勤めか自営かの別」**は、次の分類による。
  - (1) 自営業主

商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家など一定の店舗、工場、事務所などにおいて事業を行っている者をいう。

(2) 家族従業者

自営業者の家族であって、その経営する事業を手伝っている者をいう。

(3) 会社・団体等の役員

会社・団体・公社などの役員(重役・理事など)をいう。例えば、株式会社の取締役・監査役、合名会社や合資会社の代表社員、組合や協会の理事・監事、公社や公団の総裁・理事・監事などである。

(4) 一般常雇者

雇用期間について別段の定めなく個人業主、会社、団体、官公庁に雇われている者を いう。

- (5) 1月以上1年未満の契約の雇用者
- (6) 日々又は1月未満の契約の雇用者
- (7) 家庭内職者

家庭において、収入を得るため仕事をしている者をいう。

(8) その他

上記(1)~(7)以外の者をいう。

(9) 勤めか自営か不詳

仕事はあるが、勤めか自営かの別が不詳である者をいう。

- 9 「勤め先での呼称」は、次の分類による。
  - (1) 正規の職員・従業員

一般職員又は正社員などと呼ばれている者をいう。

(2) パート・アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれ に近い名称で呼ばれている者をいう。

「パート」か「アルバイト」かはっきりしない場合は、募集広告や募集要領又は雇用 契約の際に言われたり、示された呼称による。

(3) 労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている 者をいう

この法令に該当しないものは、形態が似たものであっても「労働者派遣事業所の派遣社員」とはしない。

(4) 契約社員·嘱託

契約社員については、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている者又は雇用期間の定めのある者をいう。

嘱託については、労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに 近い名称で呼ばれている者をいう。

(5) その他

上記(1)~(4)以外の者をいう。

10 「中央値」とは、全世帯の所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値をいう。

Ţ

- 11 「**所得五分位階級」**は、全世帯の所得を低いものから高いものへと順に並べて5等分し、 所得の低い世帯群から第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ及び第V五分位階級とし、その境界値をそれ ぞれ第Ⅰ・第Ⅲ・第Ⅲ・第Ⅳ五分位値(五分位境界値)という。
- 12 「所得の種類」は、次の分類による。
  - (1) 稼働所得

雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得をいう。

ア 雇用者所得

世帯員が勤め先から支払いを受けた給料・賃金・賞与の合計金額をいい、税金や社会保険料を含む。

なお、給料などの支払いに代えて行われた現物支給(有価証券や食事の支給など) は時価で見積もった額に換算して含めた。

イ 事業所得

世帯員が事業(農耕・畜産事業を除く。)によって得た収入から仕入原価や必要経費(税金、社会保険料を除く。以下同じ。)を差し引いた金額をいう。

ウ 農耕・畜産所得

世帯員が農耕・畜産事業によって得た収入から仕入原価や必要経費を差し引いた金額をいう。

工 家内労働所得

世帯員が家庭内労働によって得た収入から必要経費を差し引いた金額をいう。

(2) 公的年金・恩給

世帯員が年金・恩給の各制度から支給された年金額(二つ以上の制度から受給している場合は、その合計金額)をいう。

(3)財産所得

世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入(現物給付を含む。)から必要経費を差し引いた金額及び預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額(源泉分離課税分を含む。)をいう。

- (4) 年金以外の社会保障給付金
  - ア 雇用保険

世帯員が受けた雇用保険法による失業給付及び船員保険法による失業保険金をいう。

イ その他の社会保障給付金

世帯員が受けた上記(2)、(4)ア以外の社会保障給付金(生活保護法による扶助、 児童手当など)をいう。ただし、現物給付は除く。

- (5) 仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得
  - アー仕送り

世帯員に定期的又は継続的に送られてくる仕送りをいう。

イ 企業年金・個人年金等

世帯員が一定期間保険料(掛金)を納付(支払い)したことにより年金として支給された金額をいう。

ウ その他の所得

上記(1)  $\sim$  (4)、(5) ア、イ以外のもの(一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典、各種祝い金等)をいう。

- 13 「生活意識」とは、世帯が調査時点での暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの 意識を5区分(「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがあ る」)から選択回答したものである。
- 14 「**可処分所得」**とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いた ものであり、「所得」はいわゆる税込みで、「可処分所得」は手取り収入に相当する。

- 15 「入院者」とは、病院、診療所又は介護保険施設に入院又は入所している者をいう。
- 16 「**有訴者」**とは、世帯員(入院者を除く。)のうち、病気やけが等で自覚症状のある者をいう。
- 17 **「通院者」**とは、世帯員(入院者を除く。)のうち、病気やけがで病院や診療所、あんま・はり・きゅう・柔道整復師に通っている者をいう。
- 18 「日常生活に影響のある者」とは、世帯員(入院者、6歳未満の者を除く。)のうち、健康上の問題で日常生活に影響のある者をいう。
- 19 「要介護者」とは、介護保険法の要介護と認定された者(①要介護状態にある65歳以上の者、②要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因となった心身の障害が特定疾病によるもの)をいう。
- 20 「要支援者」とは、介護保険法の要支援と認定された者(①要介護状態となるおそれがある状態にある65歳以上の者、②要介護状態となるおそれがある状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態となるおそれのある状態の原因となった心身の障害が特定疾病によるもの)をいう。
- 21 「**要介護度」**とは、「要介護認定等にかかる介護認定審査会による審査及び判定の基準等 に関する省令(平成18年3月14日厚生労働省令第32号)に定められている「要介護認定等基 準時間」により分類されたものをいう。

要介護認定等基準時間の分類

- ・直 接 生 活 介 助ー入浴、排せつ、食事等の介護
- ・間接生活介助-洗濯、掃除等の家事援助等
- ・問題行動関連介助ー徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
- 機能訓練関連行為一歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
- ・医療関連行為一輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等
- (1) 要支援1

上記5分野の要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態又はこれに相当する状態

(2) 要支援2

要支援状態の継続見込期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の 防止に特に資する支援を要すると見込まれ、上記5分野の要介護認定等基準時間が32分 以上50分未満である状態又はこれに相当する状態

(3) 経過的要介護

上記5分野の要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態又はこれに相当する状態

(改正介護保険法施行日(平成18年4月1日)において、有効期間が満了する前の制度 改正前の旧要支援者については、改正介護保険法附則第8条の規定により、施行日に 要介護認定を受けたものとみなされるため、当該有効期間満了日までの間は「経過的 要介護」に該当する。)

(4)要介護1

上記5分野の要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当する状態

(5)要介護2

上記5分野の要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態又はこれに相当する状態

(6) 要介護3

上記5分野の要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態又はこれに相当する状態

(7) 要介護4

上記5分野の要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態又はこれに相当する状態

(8) 要介護5

上記5分野の要介護認定等基準時間が110分以上である状態又はこれに相当する状態

※ Ⅲの7「こころの状態」は、アメリカのKessler教授らが開発した指標(K6)の日本 語版(古川、川上、金)を使用した。